

社会政策学会 第 147 回大会 臨時総会

議案書・資料

日時： 2023 年 10 月 7 日（土） 17:10~18:10

会場： 立命館大学 衣笠キャンパス 以学館 4 階 IG402 教室

議題： 1) 規程改正について

- ① 専門部会規程の改正
- ② 部会活動費補助規程の改正
- ③ 編集委員会規程、編集規程、投稿細則の改正

2) 幹事・会計監査選挙の結果報告

3) 大会若手研究者優秀賞選考委員会報告

4) 社会政策学会賞選考委員について

5) 永年会員となられた会員について

6) 次回大会開催校からのご挨拶

7) その他

アナウンス：オンライン入会システムの導入について

* プログラム掲載の議題に 5) を追加し、それ以下を降順しました。

1) 規程改正について

① 専門部会規程の改正

経過

2022 年度に専門部会世話人に対する聞き取り調査を実施し、専門部会の現状把握と課題整理を行った。その結果を踏まえて、担当幹事が専門部会活性化の方策について検討を進めた。その後、幹事会及び総会において、活性化の方策を提案し、承認を得た。今回は、その具体的な方策の一つとして、専門部会規程の改正を提案したい。

改正趣旨

専門部会の活性化を主な目的として、以下 5 つの改正を行う（別添「条文ごとの新旧対照表」参照）。

- ①改正前の規程で定められていなかった「名称変更」や「解散の手続き」に関する規程を追加する。
- ②部会の設立に関する規程を明確化するとともに、設立要件を緩和する。
- ③「参加」の意味が曖昧であったため「加入」という表記を使用して、部会員（メンバー）になることを明確にし、名簿登録で部会員を確認できるようにした。
- ④運営と活動の目安として、分科会の開催頻度を 1 年に 1 回から 2 年に 1 回に緩和する一方で、部会員名簿の登録人数を代表幹事に報告することを求める。
- ⑤幹事会と専門部会の連携を強化するために、世話人会の開催、幹事会による活動状況の確認と支援に関する規程を設ける。

以上

専門部会規程

旧	新（案）
第 1 条 【専門部会の設置】 社会政策学会は会員の自主的研究活動を促進するために専門部会を設置することができる。	(専門部会の設置) 第 1 条 社会政策学会は会員の自主的研究活動を促進するために専門部会を設置することができる。

<p>第 2 条 【設立準備】 新たに専門部会を設立しようとする会員は、その名称、設立主旨および活動計画、世話人氏名、同連絡先などを明記し、会員 10 人以上の賛同署名を添えて、代表幹事に通知する。</p>	<p>(設立準備) 第 2 条 新たに専門部会を設立しようとする会員は、本人を含む 5 人以上の会員で設立準備委員会を発足しなければならない。設立準備委員会の世話人は、設立しようとする専門部会の名称、設立趣旨および活動計画、世話人の氏名と連絡先などを明記し、設立準備委員会の委員の賛同署名を添えて、代表幹事に設立提案を行う。</p>
<p>第 3 条 【設立提案の周知】 前条の通知のあった設立提案はニューズレター、学会メーリングリスト、および学会ホームページで全会員に周知する。</p>	<p>(設立提案の周知) 第 3 条 幹事会は設立提案を受理した場合、速やかにニューズレター、学会メーリングリスト、および学会ホームページで全会員に周知する。その他、幹事会は必要に応じて設立準備委員会の広報活動を支援することができる。</p>
<p>第 4 条 【設立の手続き】 参加希望者が 30 人を超えた時、世話人は専門部会の会則案と会員・非会員の別を明記した参加者名簿を添えて代表幹事に通知する。幹事会はこの設立提案を審議し、設立を承認することができる。</p>	<p>(設立の手続き) 第 4 条 設立準備委員会の世話人は、設立しようとする専門部会に加入を希望する会員が 20 人を超えたとき、部会員名簿を添えて代表幹事に設立申請を行う。設立申請は原則として設立提案の提出後 2 年以内に行わなければならない。幹事会はこの設立申請を審議し、専門部会の設立を承認することができる。</p>
<p>第 5 条 【参加希望】 専門部会への参加を希望する者は世話人へその意思を伝える。世話人は会員以外の者を参加させることができる。</p>	<p>(部会への加入) 第 5 条 専門部会に加入を希望する者は世話人へその意思を伝える。世話人は、入会の承認を行った後、部会員名簿に登録したことを部会員に周知する。</p>
<p>第 6 条 【会費および活動費補助】 専門部会は独自に会費を徴収することができる。学会は財政の許す範囲で部会活動に補助金を支出することができる。</p>	<p>(会費および活動費補助) 第 6 条 専門部会は独自に会費を徴収することができる。学会は財政の許す範囲で部会活動に補助金を支出することができる。</p>
<p>第 7 条 【運営と活動の目安】 専門部会の運営と活動はその自主性に委ねられるが、以下の各号を基本的要件と</p>	<p>(運営と活動の目安) 第 7 条 専門部会の運営と活動はその自主性に委ねられるが、以下の各号を</p>

<p>して満たすことが期待される。</p> <p>(1) 各年度の活動状況と参加者の概数を代表幹事に報告する。</p> <p>(2) 研究会案内を公開するなど、会員が参加しやすくなるよう配慮している。</p> <p>(3) 春季, 秋季大会を通して少なくとも年に一度は分科会を企画・主催する。</p>	<p>基本的要件として満たすことが期待される。</p> <p>(1) 各年度の活動状況と部会員名簿の登録人数を代表幹事に報告する。</p> <p>(2) 研究会案内を公開するなど、会員が参加しやすくなるよう配慮している。</p> <p>(3) 少なくとも 2 年に一度は大会において分科会を企画・主催する。</p>
	<p>(世話人会の開催)</p> <p>第 8 条 幹事会は専門部会の世話人の情報交換の場として世話人会を開催することができる。</p>
	<p>(名称変更)</p> <p>第 9 条 専門部会が名称変更を希望する場合は、世話人がその旨を代表幹事に通知し、幹事会の承認を得なければならない。</p>
	<p>(活動状況の確認と支援)</p> <p>第 10 条 幹事会は、直近 2 年間に於いて、大会での分科会開催実績がない部会、会議や研究会の開催が確認できない部会、部会員名簿の登録人数が 20 名を下回っている部会がある場合、その活動状況を確認するために、当該部会の世話人と協議を行う。幹事会は、協議結果を踏まえて、部会活動に対する追加的な支援を行うことができる。</p>
	<p>(解散の手続き)</p> <p>第 11 条 前条による協議の結果、幹事会と世話人の両者が、部会活動の継続が困難であると認めた場合、世話人は代表幹事に解散申請を行う。幹事会はこの解散申請を承認することができる。</p>

附則 制定	本規程は 2008 年度から適用する。 2008 年 5 月 24 日	附則 制定 一部改正	本規程は 2024 年度から適用する。 2008 年 5 月 24 日 2023 年 10 月 7 日
----------	--	------------------	---

② 部会活動費補助規程の改正

改正趣旨

専門部会・地方部会の活性化を目的として、部会活動費補助規程を改正する。改定の要点は、①補助上限の引き上げ、②使途の柔軟化の位置づけである。

改正提案

部会活動補助規程を以下のように改正する。

第 1 条（部会活動費の補助）：「各年度 5 万円」を「各年度 7 万円」に変更する。

第 2 条（非会員報告者の招聘）：「非会員報告者」を「報告者」とする。

部会活動費補助規程

旧	新（案）
<p>第 1 条 【部会活動費の補助】</p> <p>地方部会および専門部会（以下「部会」と総称する）はその活動に要した経費の補助を、各年度 5 万円を上限として、学会に申請できる。</p>	<p>第 1 条 【部会活動費の補助】</p> <p>地方部会および専門部会（以下「部会」と総称する）はその活動に要した経費の補助を、各年度 7 万円を上限として、学会に申請できる。</p>

<p>第 2 条 【非会員報告者の招聘】</p> <p>部会の企画・主催する大会分科会に非会員報告者を招聘する場合は、社会政策学会旅費規程を準用し、前条の上限額の範囲内で申請できる。なお、部会が非会員を報告者とする企画を企画委員会に提出する際には、会員外から招聘しなければならない理由を、企画書に記さなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>第 4 条 【地方部会への補助要件】</p> <p>地方部会が活動費補助を申請する場合、以下の各号が申請時に先だつ 1 年間に満たされていることを会計担当幹事に説明しなければならない。</p> <p>(1) 各年度の活動状況と参加者の概数を代表幹事に報告する。</p> <p>(2) 研究会案内を公開するなど、会員が参加しやすくなるよう配慮している。</p> <p>第 5 条 【専門部会への補助要件】</p> <p>専門部会が活動費補助を申請する場合、専門部会規程第 7 条の各号が申請時に先だつ 1 年間に満たされていることを会計担当幹事に説明しなければならない。</p> <p>第 6 条 【その他の事項】</p> <p>本規程に定める以外の事項については当該部会と会計担当幹事との協議を経て、幹事会の決定により処理する。</p> <p>附 則 本規程は 2008 年度から適用する。</p> <p>制 定 2008 年 5 月 24 日</p>	<p>第 2 条 【報告者の招聘】</p> <p>部会の企画・主催する大会分科会・研究会等に報告者を招聘する場合は、社会政策学会旅費規程を準用し、前条の上限額の範囲内で申請できる。なお、部会が非会員を報告者とする企画を企画委員会に提出する際には、会員外から招聘しなければならない理由を、企画書に記さなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>第 4 条 【地方部会への補助要件】</p> <p>地方部会が活動費補助を申請する場合、以下の各号が満たされていることを会計担当幹事に説明しなければならない。</p> <p>(1) 各年度の活動状況と参加者の概数を代表幹事に報告する。</p> <p>(2) 研究会案内を公開するなど、会員が参加しやすくなるよう配慮している。</p> <p>第 5 条 【専門部会への補助要件】</p> <p>専門部会が活動費補助を申請する場合、専門部会規程第 7 条の各号が満たされていることを会計担当幹事に説明しなければならない。</p> <p>第 6 条 【その他の事項】</p> <p>本規程に定める以外の事項については当該部会と会計担当幹事との協議を経て、幹事会の決定により処理する。</p> <p>附則 本規程は 2024 年度から適用する。</p> <p>制 定 2008 年 5 月 24 日</p>
---	---

	一部改正 2023 年 10 月 6 日（補助上限の引き上げ、補助対象報告者に会員を含める）
--	--

③ 編集委員会規程、編集規程、投稿細則の改正

1. 査読専門委員制度を廃止し、査読委員制度に転換する。

変更の理由：査読専門委員制度設置の趣旨が薄れていること、また、現状では原稿の内容に応じて、適宜、査読委員を委嘱しており、その運用にあった規程にであることが望ましいと考えるため。

これに伴い、下記のように規程変更を要する。

編集委員会規程

旧	新（案）
<p>3 役割</p> <p>(1) 編集委員会は、社会政策学会誌の発行に関し、以下の役割を負うものとする。</p> <p>②査読専門委員との連絡調整</p>	<p>3 役割</p> <p>(1) 編集委員会は、社会政策学会誌の発行に関し、以下の役割を負うものとする。</p> <p>②査読委員との連絡調整</p>
<p>5 査読専門委員の委嘱</p> <p>(1) 社会政策学会誌編集規程の 4 に掲げる各欄のうち研究論文ならびに研究ノートについて、投稿原稿の査読審査のため、編集委員会の下に査読専門委員を置く。</p> <p>(2) 査読専門委員は、編集委員会の議にもとづき、代表幹事が委嘱する。</p> <p>(3) 編集委員会は、特定の原稿を審査するために臨時に査読専門委員を委嘱する</p>	<p>5 査読委員の委嘱</p> <p>(1) 社会政策学会誌編集規程の 4 に掲げる各欄のうち研究論文ならびに研究ノートについて、投稿原稿の査読審査のため、編集委員会は査読委員を委嘱できる。</p> <p>(2) 査読委員は、所定の手続きにしたがって審査を行い、指定された期限までに編集委員長に審査報告書を提出する。</p>

<p>ことができる。</p> <p>(4) 査読専門委員・臨時査読専門委員は、所定の手続きにしたがって審査を行い、指定された期限までに編集委員長に審査報告書を提出する。</p> <p>(5) 査読専門委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。</p> <p>(6) 編集委員会は、査読専門委員・臨時査読専門委員からの審査報告書に基づき、掲載の採否、修正等の取り扱いを決定する。</p>	<p>(3) 編集委員会は、査読委員からの審査報告書に基づき、掲載の採否、修正等の取り扱いを決定する。</p>
<p>7 編集委員・査読専門委員協議会</p> <p>(1) 編集委員長は、大会時に、編集委員・査読専門委員協議会を招集し、査読審査に関わる基本事項を協議するものとする。</p>	<p>削除</p>
<p>附 則</p> <p>1 本規程は、2007 年 5 月 20 日より施行する。</p> <p>2 編集委員ならびに査読専門委員の氏名は公開を原則とする。ただし、本規程 5 の(3)に基づき委嘱される臨時査読専門委員はこの限りではない。</p> <p>3 本規程 5 の(2)に基づく査読審査の手続きは、編集委員会が別途定める社会政策学会誌査読指針に従って実施されるものとする。</p> <p>一部改正 2009 年 5 月 23 日(2の(4)委員会の委員の数を7名以内から12名以内に変更)</p> <p>一部改正 2011 年 10 月 8 日(2の(4)委員会の委員の数を12名以内から20名以内に変更)</p> <p>一部改正 2022 年 10 月 8 日</p>	<p>附 則</p> <p>1 本規程は、2007 年 5 月 20 日より施行する。</p> <p>2 編集委員の氏名は公開を原則とする。</p> <p>3 本規程 5 の(2)に基づく査読審査の手続きは、編集委員会が別途定める社会政策学会誌査読指針に従って実施されるものとする。</p> <p>一部改正 2009 年 5 月 23 日(2の(4)委員会の委員の数を7名以内から12名以内に変更)</p> <p>一部改正 2011 年 10 月 8 日(2の(4)委員会の委員の数を12名以内から20名以内に変更)</p> <p>一部改正 2022 年 10 月 8 日</p> <p>一部改正 2023 年 10 月 7 日(査読専門委員制度の廃止)</p>

--	--

編集規程

旧	新（案）
<p>5 原稿の区分</p> <p>(1) 本誌に掲載する原稿の区分は、投稿原稿（会員が自発的に執筆した原稿）または依頼原稿（編集委員会が依頼した原稿）とする。</p> <p>(2) 研究論文及び研究ノートは投稿原稿のみとし、掲載の可否は査読専門委員の審査に基づき編集委員会が決定する。</p>	<p>5 原稿の区分</p> <p>(1) 本誌に掲載する原稿の区分は、投稿原稿（会員が自発的に執筆した原稿）または依頼原稿（編集委員会が依頼した原稿）とする。</p> <p>(2) 研究論文及び研究ノートは投稿原稿のみとし、掲載の可否は査読委員の審査に基づき編集委員会が決定する。</p>

なお、上記にあわせて、審査細則、査読指針ともに、「査読専門委員」を「査読委員」に修正する。

その他、投稿細則

旧	新（案）
<p>5 投稿の受付</p> <p>(2) 投稿論文の締め切りは1・4・7・10 月末日とし、締め切り後速やかに審査を開始する。</p>	<p>5 投稿の受付</p> <p>(2) 投稿論文の締め切りは5、8、11、2 月末日とし、締め切り後速やかに審査を開始する。</p>

これに伴い、2023 年は、10 月に受け付けたあと、11 月も受け付け、その後は、新しい細則に基づき運用する。

2) 幹事・会計監査選挙の結果報告

社会政策学会役員選挙 結果の公示

2023年10月6日 選挙管理委員長 熊沢由美

北海道・東北ブロック（定員 2名）

1	熊沢 透	46 票
2	松本 伊智朗	14 票
次点	渡部 あさみ	10 票

関東・甲信越ブロック（定員 9名）

1	藤原 千沙	30 票
2	百瀬 優	23 票
3	菅沼 隆	21 票
4	阿部 彩	20 票
5	禿 あや美	16 票
6	金井 郁	15 票
7	鬼丸 朋子	14 票
8	金 成垣	13 票
9	榎 一江	12 票
次点	米澤 旦	11 票

東海ブロック（定員 2名）

1	水野 有香	20 票
---	-------	------

2 吉村 臨兵 17 票
次点 山田 壮志郎 10 票

関西・北陸ブロック（定員 5 名）

1 垣田 裕介 24 票
2 森 詩恵 17 票
3 櫻井 純理 14 票
4 杉田 菜穂 13 票
5 居神 浩 12 票
次点 金子 良事 8 票

中国・四国・九州ブロック（定員 2 名）

1 田中 聡子 13 票
2 志賀 信夫 12 票
次点 角 能 11 票

会計監査（1 名）

1 石井 まこと 17 票
次点 禹 宗杭 11 票

3) 大会若手研究者優秀賞選考委員会報告

4) 社会政策学会賞選考委員について

第9回幹事会において、今井順会員（上智大学）、鎮目真人会員（立命館大学）、宮下さおり会員（名古屋市立大学）に社会政策学会賞選考委員を委嘱したいとの提案がなされ了承された。2年目の阿部誠会員（大分大学名誉教授）、野口典子会員（中京大学）、馬場康彦委員（明星大学名誉教授）に加え、計6名により新たな学会賞選考委員会が発足することとなる。

5) 永年会員となられた会員について

2023年10月5日付で、以下の会員が新たに永年会員となられたことを報告する（あいうえお順。敬称は略す）。

秋元 樹、岩田正美、加来祥男、金澤誠一、上井喜彦、河野善隆、木下武男、木村隆之、伍賀一道、小島弘信、笹島芳雄、佐藤嘉夫、清水教恵、仁田道夫、野原 光、野村正實、橋本宏子、平井陽一、福島利夫、堀内隆治、真屋尚生、三富紀敬、森 建資、山田修平

6) 次回大会開催校からのご挨拶

慶応義塾大学 三田キャンパス

第一候補日程 5/18, 19

第二候補日程 5/11, 12

2024年1月最終週に確定

7) その他

- ・アナウンス：オンライン入会システムの導入について